

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年5月7日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合) [No.112]

警察は事件を「JR内革マル派による組織的犯行」と明確に主張！

前号に続き、「6・19判決」に記載されている被告東京都、つまり警視庁のこの横領被疑事件に関する主張について紹介していきたい。

第2 事案の概要 3 被告東京都の主張

(2) 本件被疑事件の特殊性 -(前号に続く)- 本件被疑事件は、JR内革マル派である原告S及び原告Yにより敢行された犯行であり、JR内革マル派により本件被疑事件に対する組織的な隠蔽工作が行われるなど、本件被疑事件はJR内革マル派による組織的犯行であると認められた。

(3) 強制捜査の必要性 本件被疑事件は、上記のとおり、JR内革マル派による組織的犯行であり、警察が証拠物の任意提出を求めても、原告らがこれに応じることはあり得ず、本件被疑事件の捜査を察知すれば、関係者により証拠物が隠滅されることは明白であったから、強制捜査による捜索差押えの必要性が認められた。

(4) 「押収すべき物の存在を認めるに足りる状況」の存在 公安二課は、捜査の結果、原告らが、JR内革マル派と密接な関係を有し、原告S及び原告Yとも密接な関係を有していると認められたことから、別紙「捜索すべき場所、身体又は物1」から「同 21」記載の場所、身体又は物に、本件被疑事件の証拠物が存在すると認めるに足りる状況があると判断した。

(5) 各別令主義違反について 原告福祉事業協会、原告鉄道ファミリー及びさつき企画の役員のおほとんどが原告JR総連又はその傘下労働組合の役員で占められており、いずれも革マル派に関係する実態などからすれば、これらの各団体は相互に密接な関係を有し、実質的には一体であるといえる。-(中略)- また、さつき会館内の各事務所等には、上記各団体の関係者以外の者が出入りすることは通常あり得ず、そこに所在する者は、本件被疑事件の関係者であることの蓋然性が高いと考えられたから、捜索すべき場所、身体又は物として「同所に所在する者の身体・着衣・所持品」を掲げてあるとしても、捜索差押えの対象となる者の範囲が無差別に広がるものではなく、捜索差押えの対象の特定を欠いていない。

JR総連関連団体は「いずれも革マル派に関係する」との見解も明示！

上記の通り、警視庁は、被疑者のS氏、Y氏を「JR内革マル派である」と判断し、横領被疑事件が「JR内革マル派により本件被疑事件に対する組織的な隠蔽工作が行われるなど、JR内革マル派による組織的犯行である」「警察が証拠物の任意提出を求めても、原告らがこれに応じることはあり得ず、本件被疑事件の捜査を察知すれば、関係者により証拠物が隠滅されることは明白であった」と明確に主張している。さらに「原告らが、JR内革マル派と密接な関係を有し、原告S及び原告Yとも密接な関係を有していると認められた」「福祉事業協会、鉄道ファミリー及びさつき企画の役員のおほとんどがJR総連又はその傘下労働組合の役員で占められており、いずれも革マル派に関係する」とまで踏み込んで述べている。政府、警察は、国会答弁や質問主意書に対する内閣答弁書において、JR総連・東労組に革マル派が浸透し影響力を行使し得る立場にあると繰り返し見解を明らかにし、警鐘を鳴らしてきた。この主張を見れば、東労組以外のJR総連の構成組織や関連団体も含め、警察は、革マル派との密接な関係に確信を持っていることがわかる。